

京都大学設備サポート拠点「桂結」設備共同利用内規

(令和2年10月23日拠点長裁定制定)

(令和3年3月8日拠点長裁定一部改正)

第1条 京都大学設備サポート拠点「桂結」－最先端研究機器の進化するネットワーク拠点（以下「桂結」という。）が管理を支援する研究設備（以下「設備」という。）の共同利用については、この内規の定めるところによる。

第2条 「桂結」を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 本学以外の学術研究機関に所属する者
- (4) 企業等において研究開発に従事する者
- (5) その他拠点長が認めた者

第3条 「桂結」を利用しようとする者は、所定の利用登録申請書を提出して拠点長の承認を受けなければならない。

2 拠点長の承認を受けた利用登録者が設備の利用又は分析等の委託を行う際は、所定の方法により申請し、当該設備（分析等の委託の場合は、当該分析等に使用する設備をいう。以下同じ。）の管理者の承認を受けなければならない。なお、利用又は分析等の委託に係る設備における利用資格その他の要件については、当該設備の利用規程等の定めるところによる。

第4条 分析等の委託を受けた設備の管理者（以下「受託者」という。）は、分析等の終了後速やかに分析等の結果を委託者に返却する。なお、返却方法や分析等終了後の試料の取扱いは別に定める。

第5条 「桂結」は、不可抗力によって生じた試料の損害に対しては、一切の責任を負わない。

第6条 「桂結」を利用する者は、別に定める利用負担金を負担するものとする。

第7条 この内規に定めるもののほか、設備の共同利用に必要な事項は、拠点長が定める。

附 則

この内規は、令和2年10月23日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年3月8日から施行する。